

江東区こどもプラザ、江東区住吉子ども家庭支援センター及び 江東区立こどもプラザ図書館の指定管理者の選定手続きについて

令和4年5月開設の江東区こどもプラザ、江東区住吉子ども家庭支援センター、江東区立こどもプラザ図書館について、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」、「江東区こどもプラザ条例」、「江東区子ども家庭支援センター条例」及び「江東区立図書館条例」に基づき、指定管理者制度による管理運営を行うため、次のように選定の手続きを実施する。

1 施設の名称・施設所在地

施設の名称	施設所在地
江東区こどもプラザ	江東区住吉一丁目9番8号
江東区住吉子ども家庭支援センター	同上
江東区立こどもプラザ図書館	同上

2 指定期間

令和4年5月1日から令和9年3月31日まで

3 選定方法

公募による選定

4 今後の日程（予定）

日付	内容
令和3年8月	江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会で指定管理者候補者の決定
令和3年10月	第三回区議会定例会において指定議案の議決
令和4年4月	協定書の締結
令和4年5月	指定管理者による運営開始

5 その他

江東区こどもプラザ、江東区住吉子ども家庭支援センター、江東区立こどもプラザ図書館は複合施設であり、優れた事業連携や施設全体としての円滑かつ効率的な管理運営を図るため、同一の指定管理者を選定する。